# 《 事務所ニュース 2024年 12 月号》

## 岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ケ谷 1-7-8-101 TEL / FAX 04-7103-8252 URL: http://kashiwa-iwasaki-sr.com

E-mail: info@kashiwa-iwasaki-sr.com

### ストレスチェックの実施義務が 50 人未満事業場にも拡大へ

#### ◆来年通常国会に改正法案提出予定

11 月6日に開催された労働政策審議会安全衛生分 科会に、50人未満事業場へのストレスチェック実施を 義務化する案が示され、概ね了承されました。今後は 厚生労働省が報告書をまとめ、来年の通常国会に労働 安全衛生法の改正法案が提出される見通しとなって います。

精神障害の労災支給決定件数が、ストレスチェック制 度の創設された 2014 年に比べ約 2 倍に増えている一 方、50人未満事業場ではメンタルヘルス対策に取り組 む事業場の割合が低い(令和5年労働安全衛生調査に よる)ことから、実施義務の範囲が拡大されることと なりました。

### ◆実施負担に配慮した施策が講じられる

案では、実施結果の監督署への報告義務は課さない、 また、50人以上の事業場における実施内容を一律に求 めることは困難として、国が現実的で実効性のある実 施体制・実施方法についてのマニュアルを作成する、 との方向性が示されています。このほか、支援体制の 整備等のため、施行までに十分な準備期間を設けると もされています。

ちなみに、制度創設当時のスケジュールでは、改正法 公布(2014年6月25日)から施行(2015年12月1 日) を経て、1年以内(2016年11月30日まで)に 第1回目を実施することとされました。

### ◆「集団分析・職場環境改善」は努力義務

ストレスチェック制度では、集団分析を実施し、そ の結果を勘案して「当該集団の労働者の心理的な負担 を軽減するための適切な措置を講ずる」努力義務も課 されていますが、50人以上の事業場も含めて、「義務 とすることは時期尚早」とされたため、義務化は見送 られました。

### 高年齢雇用継続給付の支給率が変更 (令和7年4月から)

#### ◆高年齢雇用継続給付とは

高年齢雇用継続給付は、高年齢者の就業意欲を維持、 喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進すること を目的とし、60歳到達等時点に比べて賃金が75%未 満に低下した状態で働き続ける60歳以上65歳未満の 一定の雇用保険一般被保険者に給付金を支給する制 度です。

### ◆対象者

60歳に達した日(その日時点で被保険者であった期間 が5年以上ない方はその期間が5年を満たすことと なった日)が令和7年4月1日以降の方が、支給率変 更の対象となります。

#### ◆支給率

【令和7年3月31日以前の方】

- ○61%以下➡各月に支払われた賃金額の15%
- ○75%以上➡不支給

【令和7年4月1日以降の方】

- ○64%以下➡各月に支払われた賃金額の10%
- ○75%以上➡不支給

詳細についてはリーフレットの支給率の早見表など も掲載されています。

厚生労働省 HP アドレス

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0  $000160564\_00043.html$ 

### 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行 給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築 個別年金相談(老齢・障害・遺族) 各種助成金の紹介、書類作成、提出代行